

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

松江市は、職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

松江市長

公表日

令和7年1月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務
②事務の概要	市議会議員、市が委嘱した委員や講師等に対する報酬等の支払いに関し、税の源泉徴収を行い、税務署に納付する。また、法定調書、給与支払報告書等に支払い相手の個人番号を記載して、税務署や市町村へ提出をする。
③システムの名称	人事給与システム
2. 特定個人情報ファイル名	
報酬支払管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 第9条第4項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施しない]
②法令上の根拠	なし。職員以外への報酬等の支払いに係る源泉徴収事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会／提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部人事課
②所属長の役職名	人事課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 TEL0852-55-5555(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年11月30日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[<input type="radio"/>]接続しない(入手) [<input type="radio"/>]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	人事給与システムへの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ、処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [<input type="checkbox"/> 十分に行っている] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない </div> </div>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 </div> </div>
当該対策は十分か【再掲】	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 60%;"> [<input type="checkbox"/> 十分である] </div> <div style="width: 35%;"> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている </div> </div>
判断の根拠	<p>松江市情報セキュリティポリシー及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(行政機関等編)に則り、漏えい・滅失・毀損を防ぐための物理的安全管理措置、技術的安全管理措置等を講じるとともに、特定個人情報ファイルの滅失・毀損が万が一発生した場合に備え、バックアップを保管している。また、特定個人情報を含む書類や USBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底し、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている。使用する場合は、暗号化、パスワードによる保護等を行うルールを周知徹底している。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。</p>

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月25日	I-5-①部署	総務部人事課福利厚生室	総務部職員厚生課	事後	
令和1年6月25日	I-5-①所属長の役職名	森原 透	職員厚生課長	事後	
令和1年6月25日	IVリスク対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和2年9月25日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報政策課	松江市 政策部情報統計課	事後	
令和2年9月25日	II-1 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和2年9月25日	II-2 いつ時点の計数か	令和1年6月25日時点	令和2年9月1日時点	事後	
令和7年1月30日	I-3. 個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第3項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号)第9条第4項	事後	
令和7年1月30日	I-5-①部署	総務部職員厚生課	総務部人事課	事後	
令和7年1月30日	I-5-①所属長の役職名	職員厚生課長	人事課長	事後	
令和7年1月30日	I-7 請求先	松江市 総務部総務課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 Tel. 0852-55-5555(代表)	松江市 総務部総務課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel. 0852-55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	I-8 連絡先	松江市 政策部情報統計課 〒690-0876 島根県松江市末次町86番地 Tel. 0852-55-5555(代表)	松江市 政策部デジタル戦略課 〒690-8540 島根県松江市末次町86番地 Tel. 0852-55-5555(代表)	事後	
令和7年1月30日	I-9. 規則第9条第2項の適用	(なし)	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	II-1 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和6年11月30日時点	事後	
令和7年1月30日	II-2 いつ時点の計数か	令和2年9月1日時点	令和6年11月30日時点	事後	
令和7年1月30日	IV-8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加
令和7年1月30日	IV-11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目追加)	事後	様式変更に伴う追加